

サン・フランシスコ地区におけるタクシー強盗の発生

平成29年1月5日

在パナマ日本国大使館

報道によると、3日（火）夜、サン・フランシスコ地区においてタクシー強盗が発生しました。被害者はタクシーに乗車すると、後から別の場所で乗車した客と運転手の2人から刃物で脅迫され、約1時間連れ回された上、携帯電話やカード類を奪われた後、身柄を解放されたとのこと（いわゆる短時間誘拐）。

在留邦人の皆様におかれましては、犯罪被害予防の点から、流しのタクシーの利用は控えるとともに、外出の際は短時間誘拐の被害に遭わないよう、昼夜を問わず人けの少ない路地等の一人歩きを避けてください。（了）